

木島平村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

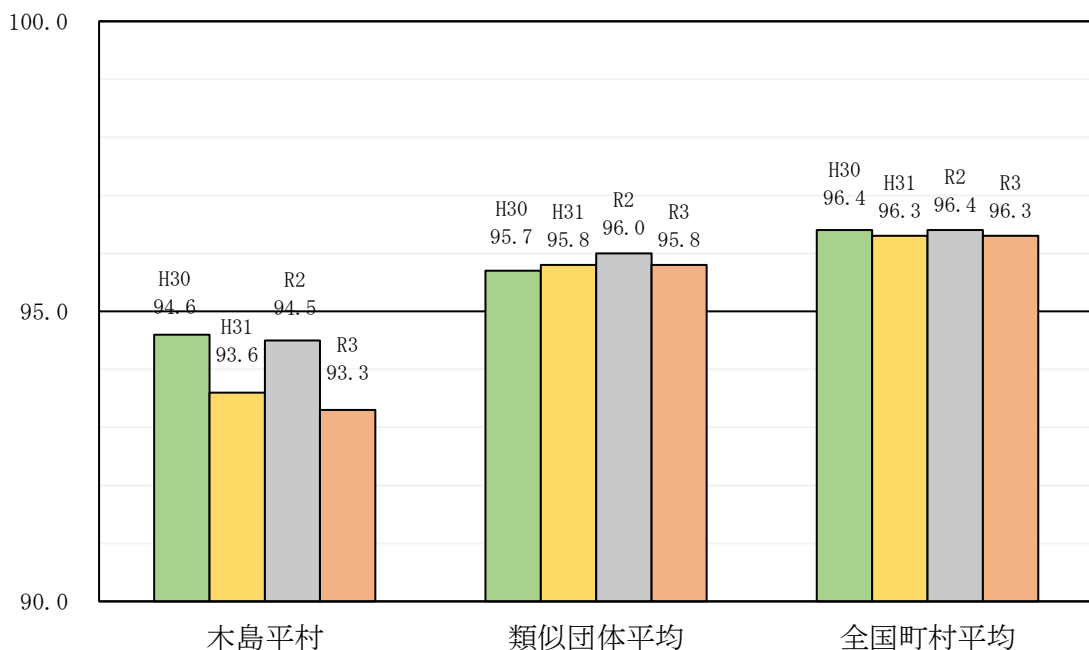
区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 元年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
2年度	4,579	4,470,069	131,294	736,645	16.48	15.83

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤続手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	70	244,477	28,679	98,146	371,302	5,304	5,370

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本村は該当していません。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

本村は、地域手当の支給なし。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
木島平村	41.1 歳	299,200 円	339,295 円	325,222 円
長野県	45.2 歳	332,500 円	398,943 円	366,374 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	40.8 歳	294,552 円	336,876 円	323,491 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		木島平村	長野県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	192,600 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	158,100 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

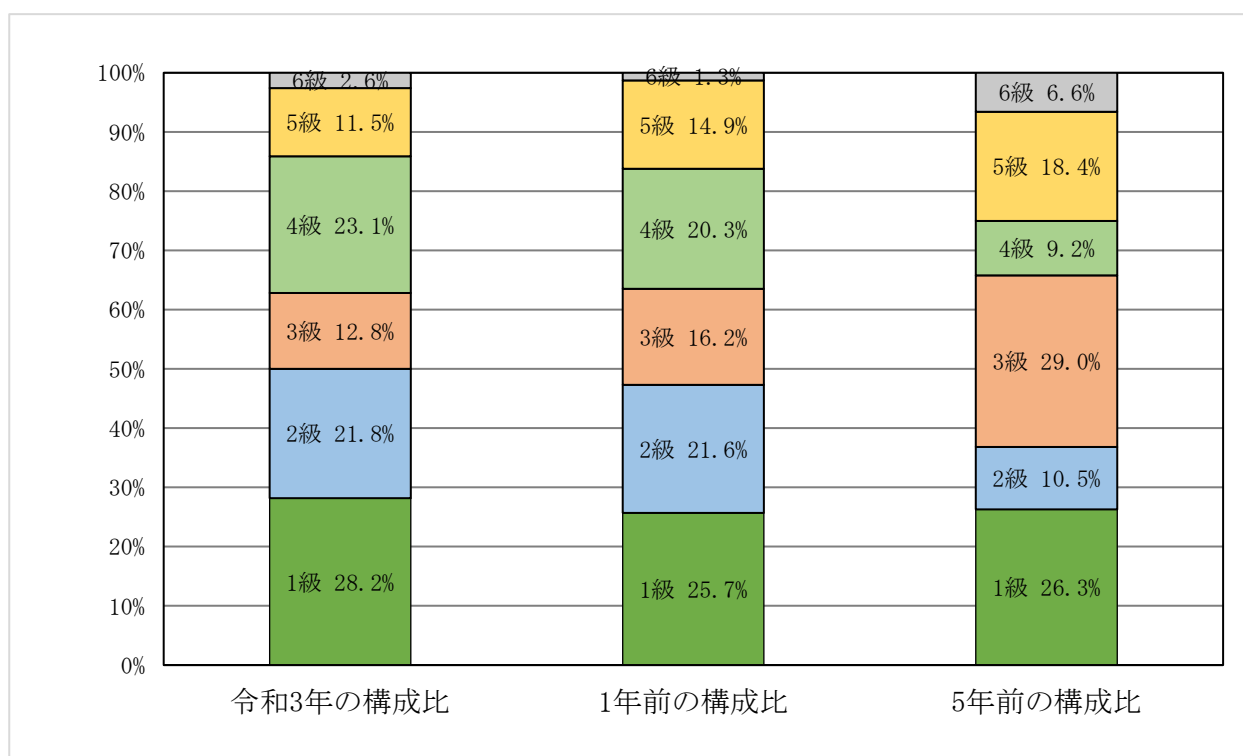
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,700 円	該当者なし	362,800 円	376,500
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

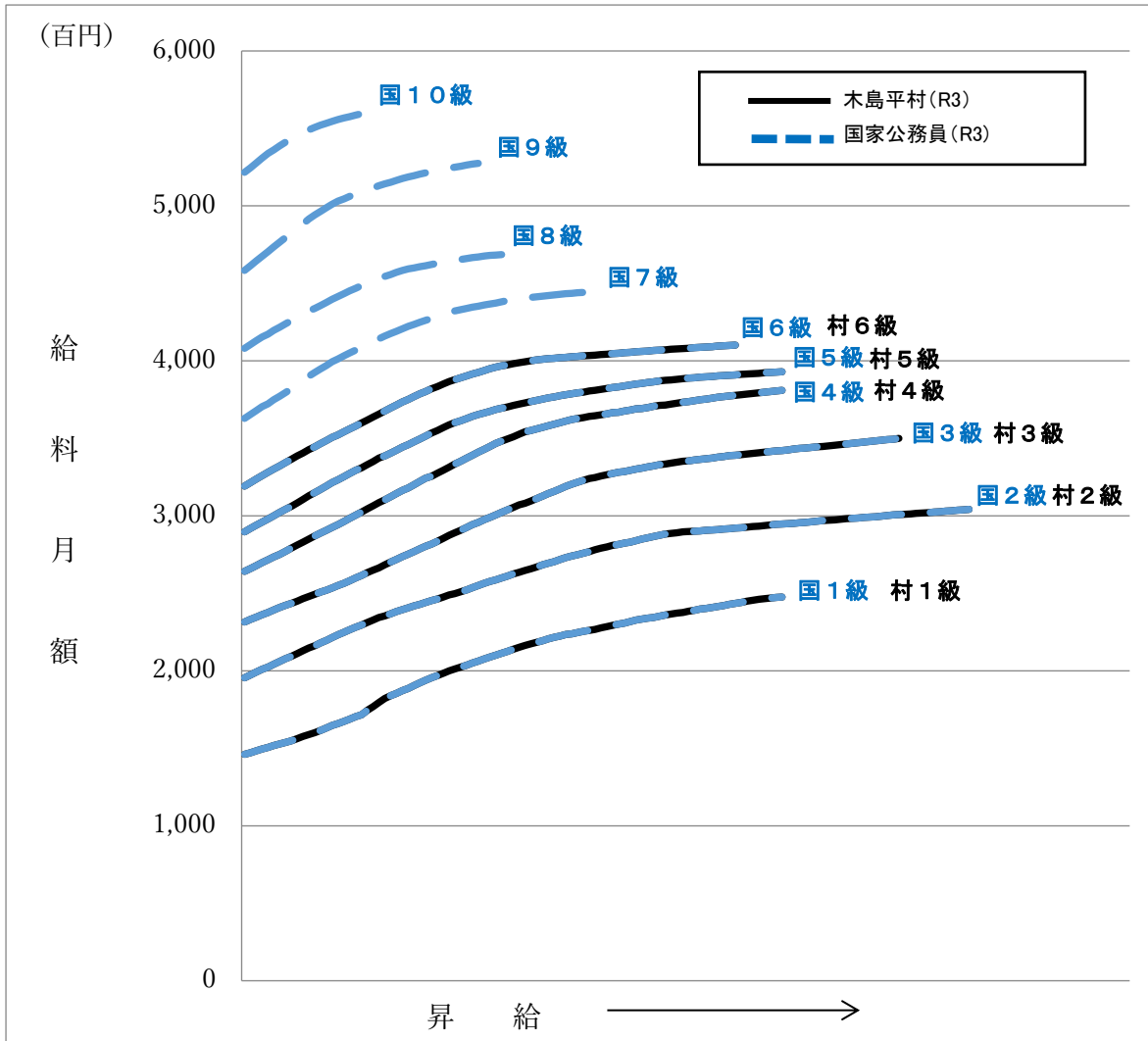
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	複雑かつ困難な業務を行う課等の長	2人	2.6%	319,200円	410,200円
5級	課等の長、園長、複雑かつ困難な業務を行う室長若しくは係長	9人	11.5%	289,700円	393,000円
4級	室長、係長、主幹、園長補佐	18人	23.1%	264,200円	381,000円
3級	主査、主査保育士	10人	12.8%	231,500円	350,000円
2級	主任、主任保育士	17人	21.8%	195,500円	304,200円
1級	主事、技師、保育士	22人	28.2%	146,100円	247,600円

- (注) 1 木島平村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（木島平村）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

木島平村	長野県	国
1人当たりの平均支給額（令和2年度） 1,400 千円	1人当たりの平均支給額（令和2年度） 1,697 千円	—
（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.4）月分 （0.90）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20%、管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20%、管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（木島平村）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

木島平村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 国に準ずる			その他の加算措置		
（退職時特別昇給 なし）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額 該当なし 該当なし					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 ※木島平村では地域手当の支給はありません。

(4) 特殊勤務手当 ※木島平村では特殊勤務手当の支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	7,360 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	105 千円
支給実績（令和元年度決算）	14,079 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	210 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	・ 父母等 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ 特定期間加算 5,000円	同じ		10,123 千円	273,595 円
住居手当	・ 借家・借間 家賃23,000円を超える場合 (家賃-23,000円)/2+11,000円 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円	同じ		1,104 千円	138,000 円
通勤手当	・ 交通機関 55,000円までの運賃相当額 ・ 交通用具 2km以上から 2,000円~31,600円	同じ		1,175 千円	41,964 円
管理職手当	・ 課等の長 22,000円	—		1,980 千円	247,500 円
寒冷地手当	・ 扶養親族のある世帯主 17,800円×5か月 ・ その他の世帯主 10,200円×5か月 ・ その他の職員 7,360円×5か月	同じ		4,477 千円	63,957 円
日宿直手当	4,500円	異なる	国4,400円 (業務内容の相違)	2,191 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	574,400 円 (718,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000 円 / 498,000 円
	副 村 長	542,700 円 (603,000 円)	667,000 円 / 457,000 円
報 酬	議 長	257,000 円	318,000 円 / 186,300 円
	副 議 長	180,000 円	265,000 円 / 129,600 円
	議 員	155,000 円	257,000 円 / 109,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和2年度支給割合) 3.35 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和2年度支給割合) 3.35 月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副 村 長	718,000円×42.5/100×48月	14,647,200
	備 考	603,000円×25.4/100×48月	7,351,776
			(支給時期) 任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

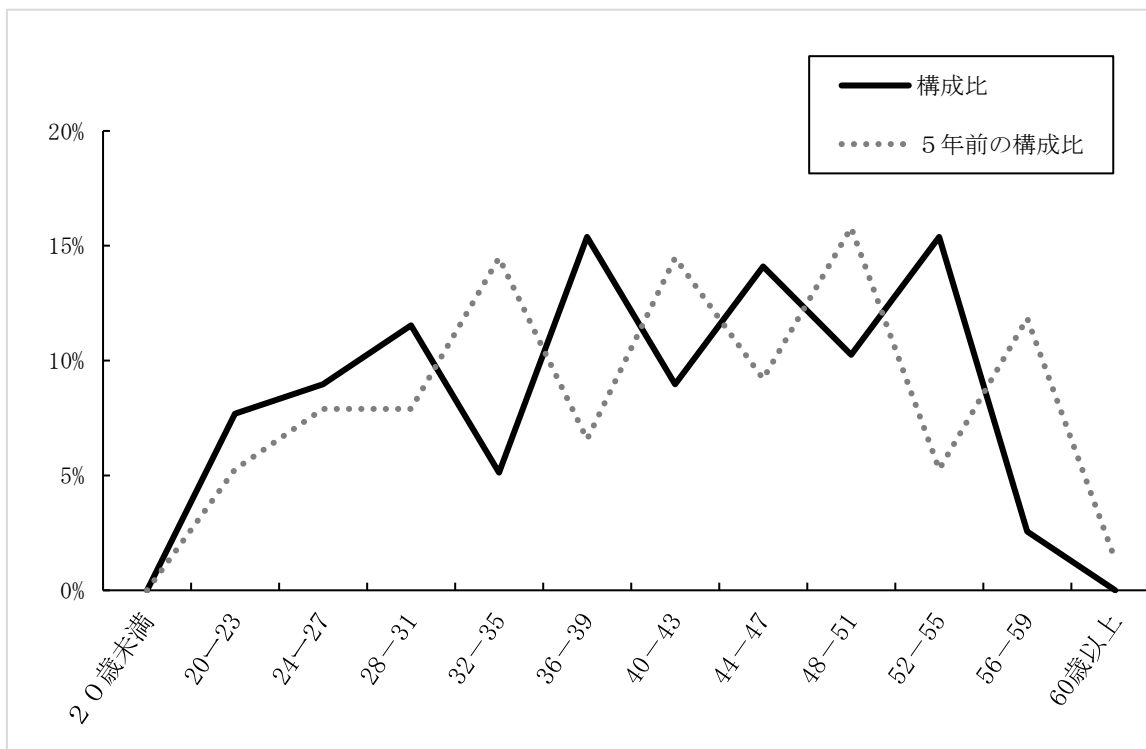
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令和3年	令和2年			
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0		
	総務・企画	13	12	1		
	税 務	4	4	0		
	民 生	21	21	0		
	衛 生	4	5	△1		
	農 林 水 産	8	8	0		
	商 工	9	8	1		
	土 木	4	4	0		
	計	65	64	1		<参考> 人口1万当たり職員数 141.95人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 196.56人)
	教育部門	6	6	0		
消防部門	—	—				
小 計	71	70	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 155.06人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 231.73人)		
公 営 企 業 等 部 門	水 道	2	2	0		
	下 水 道	—	—			
	そ の 他	5	4	1		
	小 計	7	6	1		
合 計	78 [115]	76 [115]	2 []	<参考> 人口1万当たり職員数 170.34人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	7人	9人	4人	12人	7人	11人	8人	12人	2人	0人	78人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	63	63	63	63	64	65	2（103.2%）
教育	6	6	6	6	6	6	0（100.0%）
消防	—	—	—	—	—	—	—（—%）
普通会計計	69	69	69	69	70	71	2（102.9%）
公営企業等会計計	7	7	7	7	6	7	0（100.0%）
総合計	76	76	76	76	76	78	2（102.6%）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。